名張市立中学校における弁当注文販売事業者の募集要領

令和８年１１月１１日
名張市教育委員会

名張市立中学校において給食を実施するまでの間、名張市立中学校における弁当注文販売を継続して実施するにあたり、次の要領で弁当販売事業者（事業者）を募集します。

１　業務概要

（１）業務の目的：現在、中学校における昼食は家庭からの弁当を基本としているが、それを補完するものとして、家庭からの弁当を持参することのできない生徒への昼食対策として、事業者の弁当を提供する。

（２）業 務 名：名張市立北中学校及び名張市立南中学校における弁当注文販売業務

（３）業務場所：名張市　美旗中村ほか　地内

（４）業務内容：別紙業務仕様書による

（５）履行期間：令和９年４月１日から令和１１年７月３１日まで

２　参加資格要件等

（１）名張市内に本店又は支店を置く弁当販売事業者であること。

（２）「食品衛生法」による飲食店の営業許可を受けていること。

（３）過去３年以内に食中毒による保健所からの行政処分を受けていないこと。

（４）食品等取り扱い及び突発的な事故への管理マニュアルが策定されていること。

（５）調理従事者に対し、年１回以上の健康診断（腸内細菌検査を含む）を実施していること。

（６）生産物賠償責任保険に加入していること。

（７）予想される注文数以上の弁当を調整する能力のある調理場を有していること。

３　手続等

（１）所管室・連絡先：名張市教育委員会事務局教育総務室
電話　６３―７８７３

（２）申請書等の提出期限、場所及び方法

ア　提出期限･･･令和８年１２月７日（月）午後４時３０分まで

イ　提出場所･･･教育総務室

ウ　提出方法･･･弁当注文販売業務応募申請書に「食品衛生法」による飲食店の営業許可証の写しを添付して、直接持参。

※提出書類は返却しません。

４　事業者の選定方法等

事業者の選定は次の２段階方式により行う。

（１）一次審査

ア　審査方法･･･応募申請内容の審査を行う。

イ　審査結果･･･令和８年　１２月１７日（木）に応募者に通知する。

（２）二次審査

ア　審査方法･･･ 一次審査で合格した事業者の提案する弁当を学校の教職員・教育委員会事務局職員が試食し、事業内容等の聴取を行い、１者を選定。

イ　提 案 日･･･令和９年１月８日（金）午後

ウ　選定結果･･･提案日当日に審査を行い、その選定結果を後日通知する。

エ　提案弁当数･･･２種類（日替わり弁当・カレーライス）を各２セット

オ　提案費用･･･提案に要する献立作成費用及び弁当代等は事業者の負担とする。

５　業務協定の締結

学校からの推薦（選定）のあった事業者と教育委員会との間で、業務に関する協定書を締結する。（別紙「協定書」参照）

６　業務協定締結後の提出書類

業務協定締結後、販売開始までに次の書類を教育委員会に提出すること。

① 食品等取り扱い及び突発的事故への管理マニュアル

② 生産物賠償責任保険加入証の写し

③ 調理従事者名簿と健康診断書（腸内細菌検査を含む）の写し

④ １年以内に保健所で受けた食品衛生監視票の写し

⑤ 献立表

７　質疑応答

応募に関する質問は、１２月１日(火)までにＦＡＸで行ってください。

１２月１１日（金）に市のホームページに回答を掲載します。

担当
教育委員会 教育総務室
担当者　堺谷・堀川
電話　　６３－７８７３
ＦＡＸ　６３－９８４８